

令和4年1月13日
在デンマーク日本国大使館

日本の水際対策・検疫強化措置の継続（2月末まで）
日本人の配偶者等の短期滞在査証の受付再開
(新型コロナウイルス関連情報)

【ポイント】

- 現行の水際対策措置は本年2月まで継続となり、引き続きデンマークからの入国・帰国者は6日間の検疫所指定施設で待機した後、入国後14日目までの間自宅等での待機が求められます。
- 日本人の配偶者等に係る短期滞在査証の申請受付を再開します。

1 水際対策強化に係る新たな措置（24）

1月11日、日本政府は水際対策に係る新たな措置を発表し、現行の日本の水際対策措置（「外国人の新規入国停止」「有効なワクチン接種証明書保持者に対する行動制限緩和措置の見直し」）について、本年2月末まで継続されます。詳細は下記外務省サイトでご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C004.html

2 日本人の配偶者等の短期滞在査証の申請受付再開

これまで停止していた「日本人や永住者の配偶者等」による親族訪問等を目的とする短期滞在査証の申請受付を再開します。

なお、2021年12月2日以前に有効な短期滞在査証を取得・所持している場合であっても、改めて査証を申請・取得する必要がありますので、ご注意ください。詳細は下記サイトでご確認ください。

（外務省：新規入国のための査証の申請（日本語））

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page22_003381.html

（同英語）

https://www.mofa.go.jp/ca/fna/page22e_000921.html

（出入国在留管理庁：上陸拒否について（日本語））

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001347330.pdf>

（同英語）

<https://www.moj.go.jp/isa/content/001361129.pdf>

2 感染者数

1月13日（木）14時発表のデンマークの1日あたりの新規感染者数等の詳細は以下のとおりです。引き続き感染防止に十分ご注意ください。（出典：デンマーク国立血清学研究所、フェロー諸島自治政府、グリーンランド自治政府の最新発表）<https://covid19.ssi.dk/overvagningsdata>

感染者数合計：感染者数合計：1,072,051名

●デンマーク

感染者数：1,056,389名（前日比+25,751名）死亡者3,453名（前日比+20名）、入院者755名（集中治療室64名）

●フェロー諸島

感染者数：8,579名（死亡者15名、入院者6名）

●グリーンランド

感染者数：7,083名（死亡者2名、入院者9名）

<日本の水際対策強化に係るこれまで発表された措置>

(1) 水際対策強化に係る新たな措置(12月10日発表)

【いわゆるデンマークから帰国後指定場所での6日間待機が必要となる措置】
(外務省ホームページ)

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2021C156.html

(水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和3年12月10日時点）)

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1210_list.pdf

(厚生労働省ホームページ：日本に入国・帰国する際に必要となるもの)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

(問い合わせ窓口)

●厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

●出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線4446、4447）

<日本帰国・入国者への検査証明確認の厳格化（2021年4月19日から実施）>

日本人の帰国者を含む全ての日本への入国者に対しては、すでに事前の出国前検査証明を求められているところですが、昨年4月19日より検疫における検査証明の確認が一層厳格化されています。出国時の搭乗手続や本邦入国情時の検疫において、検査証明の有効性をめぐり、搭乗拒否や乗継地での足止め、また入国情後の停留期間の延長など様々な混乱が生じています。

下記リンク先にて、厚生労働省が定める検査方法及び検査証明書記載内容などをご確認の上、原則として厚生労働省所定のフォーマットを使用願います。

(厚生労働省の検査証明書フォーマット)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html

(検査証明への記入サービスを行う当地医療機関等・当館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#nihon_3

※同医療機関は一例です。検査・記入サービスの利用料金等は病院ごとに異なります。

(「検査証明書の確認について（本邦渡航予定者 Q&A）」・当館HP)

<https://www.dk.emb-japan.go.jp/files/100178984.pdf>

<デンマークの入国制限>

○デンマークの現在の入国制限に関しては、デンマーク・コロナポータルサイト及び当館HP等でご確認ください。

(デンマーク・コロナポータルサイト：デンマーク語)

<https://coronasmittet.dk/>

(同：英語)

<https://en.coronasmittet.dk>

(在デンマーク日本国大使館HP)

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-covid19.html#denmarku_2

○現在、日本外務省はデンマークに対して感染症危険情報「レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」を発出しています。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionspothazardinfo_164.html#ad-image-0

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19_qa_kanrenkigyou_00001.html#Q1

<当館からのお願い>

●現在、当館では感染症予防対策の一環として、領事待合室に1度に入室できる方の数を1組ごとに制限しております。係員が順番にご案内いたしますので、それまでロビーでお待ちいただく場合があります。

●在留届を提出されている方で、日本に帰国（一時帰国を除く）された方は、「帰國者全員の氏名、帰国日」をご記入の上、当館領事班
ryoji.han@ch.mofa.go.jpまでメールでお知らせください。

詳しくは下記当館ホームページをご確認ください。

https://www.dk.emb-japan.go.jp/itpr_ja/taizai-zairyu.html

【連絡先】

在デンマーク日本国大使館領事班

電話：3311-3344

(閉館時はまず緊急電話対応業者につながります)

メールアドレス：ryoji.han@ch.mofa.go.jp

●在留届（3か月以上滞在される方）／「たびレジ」（3か月未満の渡航の方）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

●スマートフォン用 海外安全アプリ

https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_kaian_app.html

◎「たびレジ」簡易登録された方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

◎在留届を提出されている方は、記載事項変更（転居等による住所変更・携帯電話番号やe-mailアドレスの変更等）、または帰国・転出等があればお知らせください。